

第九十六回
国会

参議院法務委員会會議録第八号

昭和五十七年四月十五日(木曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

四月八日

山 中 郁子君

補欠選任
宮本 顕治君

四月十四日

戸塚 進也君

補欠選任
関口 恵造君

初村 滝一郎君

吉田 実君

宮本 顕治君

山中 郁子君

四月十五日

世耕 政隆君

補欠選任
岡部 三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

鈴木 一弘君

理事

平井 卓志君

円山 雅也君

寺田 熊雄君

小 平 芳平君

委員

白井 莊一君

岡部 三郎君

関口 恵造君

中西 一郎君

八木 一郎君

安井 謙君

小 谷 守君

山中 郁子君

中山 千夏君

国務大臣

法 務 大 臣

坂田 道太君

政府委員

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務大臣官房副長 千種 秀夫君

法務省民事局長 中島 一郎君

法務省刑事局長 前田 宏君

法務省矯正局長 鈴木 義男君

最高裁判所長官代理者 大西 勝也君

最高裁判所事務 小野 幹雄君

総局人事局長 奥村 俊光君

総局刑事局長 森廣 英一君

常任委員会専門 員

警察庁刑事局捜査第二課長

説明員

警察庁刑事局捜査第二課長

本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

また、本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その

補欠として岡部三郎君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 商業登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

商業登記法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木一弘君) 検察及び裁判の運営等に関する調査のうち、沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の改正に関する件を議題といたします。

本件につきましては、平井君から委員長の手元に沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案の草案が提出されております。内容はお手

元に配付のとおりでございます。

この際、まず提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。平井君。

○平井卓志君 ただいま議題となりました沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案の草案について、その趣旨を御説明いたします。

沖繩の復帰の際、沖繩の法令による弁護士資格者のうち、本邦の法曹資格を取得することができなかった者については、暫定措置として、復帰の日から五年間に限り、沖繩において弁護士としての業務を行うことができるという救済措置がとられました。その後昭和五十二年に、この期間がさらに五年延長されたことは、御承知のとおりであります。

したがって、この暫定措置は、本年の五月十四日限りというものであります。

現在、弁護士の事務を行つている沖繩弁護士の数は十七人です。この沖繩弁護士は、過去十年もの長い間、誠心誠意その事務を行つてきており、その実績は一般に評価されています。このような事情に加えて、その生活利益の保護という観点から、この際、この沖繩弁護士に対する救済措置が図られるべきであると考え次第であります。

この案は、このような考えのもとに、沖繩の復帰の月から沖繩弁護士として引き続きその事務を行つている者について、当分の間、その者が沖繩において、引き続き行つて行つて、その事務を行うことができるようにするものであります。

以上が、この法律案の草案の趣旨であります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(鈴木一弘君) 本草案に対し、質疑、御意見等がございましたら御発言願います。

○寺田熊雄君 この法案は、私どもが日弁連の理事をいたしておりますとき以来、大変取り扱い

に苦慮した問題でございます。

當時はもう五年に限る、つまり資格のない者を有資格者として認めるという特別な扱いは、これは本来好ましくないという立場をとりまして、この暫定措置は厳格に五年に限るといふ、たしか日弁連の理事会の意向がそのようなものであったと記憶しております。しかし、諸般の事情から、さらにまた、その五年が延長せられて十年ということになったわけであります。

今回、それが当分の間ということで、事実上永久化するような結果になってまいったように考えます。しかし、本来厳格な試験を経て、人物、識見、学力等が平均以上の者でないと弁護士の資格を与えないという国家の方針が決まっておりますわけでございまして、またその方針は、法曹の地位の向上からも、それから日本全体の法曹界のレベルの向上からも元来合理的なものでありますので、その原則は曲げたくないという考え方を私も持っております。

それにもかかわらず、今回このような措置をとらざるを得ないということは、この提案理由の説明にありますが十七名の方々の生活利益の保護という観点からだけでは実はないのであります。

それでは、どういう理由からこういう必要が生ずるかということになりますと、実は法務委員会が先般沖繩を視察いたしました。そのとき私も石垣島に参りまして、石垣島の裁判所の会議室を借りて、法務局その他法曹関係者が一堂に会しました際に、この沖繩弁護士の活動の状況をつぶさに質問をいたしましたわけであります。

そのときに、石垣島には正規の弁護士資格を持つ者は一人もいない、沖繩弁護士がただ一人おられるだけである、そのただ一人の沖繩弁護士に大衆の法律生活が依存をしておる、大衆の法律的なさまざまな要求を満たす上に沖繩弁護士がかなり重要な役割りを果たしておるという説明が現地からございまして、私どもは、ああそうか、やはり沖繩弁護士がそういう現地の大衆の要請にこたえておる、法律生活の充足の役割りを果たしておるとい

うことを実際に確認したわけであります。そういうことで、私も原則を曲げることはなるけれども、大衆の要求を満足させるためにはやむを得ないというような実情は結論になったのでござい

ましたがいまして、私も平井先生から御説明をいただきまして、十分に提案理由の内容を十分検討いたしました。十分の提案理由の内容を十分検討いたしました。十分の提案理由の内容を十分検討いたしました。十分の提案理由の内容を十分検討いたしました。

○平井卓志君 ただいま寺田委員の御指摘はもう全くそのとおりでございます。御承知のように、大衆の沖繩弁護士に密着した地域の利益と申しま

うか、そういうものも十分あるかと思ひます。ただ、一言申し上げたいのは、前段で委員が御説明になりましたように、きわめて特例中の特例でございまして、かつて五年間資格を認めまして、その上に十年に延長した、さらにまた当分の間と

その十年の間には、御指摘のとおり、地域の中でそれ相応の沖繩弁護士としての役目を果たされてきたということも、むしろ御指摘のように相当大きい理由であるかと思ひます。その点については、趣旨説明の草案、いささか舌足らずであるかというところは痛感いたしておるわけでござい

うに、生活保護というのみならず、そのような地域の方々の利益ないしはまた大衆の利益と申しましようか、そういうことも含んでおる。書いてはございせんが、事情は承知いたしております。ただ、そのことがこの草案の趣旨説明にないではないかという御指摘になりますと、まさにそのとおりであります。

○寺田熊雄君 それから、現在十七名であるといふことはこの提案理由の説明にございすけれども、これらの人々ほどの程度の年齢の方々であらうか、それから前職はどういうものであつたであらうか、これは法務省なり提案者なりいずれでも結構でございすので、ちよつと御説明をいただき

たいと存じます。○政府委員(千種秀夫君) いま沖繩弁護士と言われる十七名の方々の経歴でございす

が、裁判所書記官あるいは事務官、検察事務官のような経歴の方が大部分でございまして、年齢につきましては、五十歳台及び三十歳台が各二名、四十歳台が十三名でございす。

○寺田熊雄君 なお、占領前に弁護士として、つまり本土の弁護士法によらざる弁護士をしておられた方も四名おられるように聞いておりますが、間違いないでございす。それから、沖繩弁護士会の会長さんも私どもの方に、やはりこの法案の通過を要望をしてわざわざおいでになりましたので、沖繩弁護士会のこの法案に対する対応は大体了承いたしましたのでござい

案を撤回したということがございました。

その後は、日弁連におきましては動静を見守るという態度でございしましたが、今回この議員提案の法案が出るというところにつきまして、私も非公式に連絡をとりつつ意見を徴しておりますけれども、国会の方でこういう特別な御判断をなさる以上は、これを尊重すべきものという態度をとっているようでございます。

○寺田熊雄君 なお、法務省自体は本法改正についてはどう御意見をもちか、これは大臣でも調査部長でもいすれでも結構でございす

が、ちよつとお答え願ひたい。○国務大臣(坂田道太君) 政府といたしましては国会の御判断を尊重いたしたい、かように考えて

おります。○寺田熊雄君 質問を終わります。○委員(鈴木一弘君) 他に御発言はございせんか。他に御発言もなければ、本草案を沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。○委員(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。○委員(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(鈴木一弘君) 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は去る八日の委員会において聴取いたしておりますので、これより質疑に入りま

す。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 最近、家庭内暴力の問題がしばしば新聞紙上にぎわしてあります。金属バットで親を殺すというような、ちよつと考えられないような事件さえも報道せられるということであります。

私、その悲しむべきそういう事態の反面に、思い余ったことではありましようけれども、親が子を殺すというような事態さえもまた生ずるということを知って驚いたわけでございますけれども、最近、この家庭内暴力の子供を殺した親が正当防衛で不起訴になったという新聞報道を見たのであります。

たとえ不良の子といえども、一人の生命を奪ったということでありますので、検察当局もずいぶんこれは慎重に調査をなさった上の結論であると私も考えるのでありますけれども、しかし何分にも罪が罪でありますので、どのような経過でこういう結果が生じたのか、その犯罪の本質はどこにあって、またこれを不起訴にした本当の理由はどこにあったのか、そういうようなことをちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(前田宏君) お尋ねの事件は、先般青森で起きました実父がその実子を殺したという事件のことでございますが、結論から申しますと、本年の一月七日に警察から青森の地検に事件が送られて、その時点では殺人罪ということであつたわけでございます。

ただいま寺田委員も仰せになりましたように、特異かつ重大な事件でございますので、青森地検におきましてはあらゆる角度から検討をいたしたわけでございまして、その間、勾留期間の満了とともに一たん身柄を釈放して、処分保留のまま検討を重ねるといふようなこととしておたつたわけでございますが、結局三月二十三日付で、罪名としては傷害致死ということでございまして、認定で、しかしながら先ほどお言葉にもございまして、正当防衛に当たるといふことで不起

訴処分にしておるわけでございます。

事案の内容なり経過ということになりますと、不起訴にしている事件でもございまして、また亡くなった人のことにも触れるわけでございまして、いろいろと問題もあらうかと思ひます。

そこで、余り詳細には申し上げられないわけでございますが、結局かねてからいろいろとステレオが欲しいとかビデオが欲しいとかいうようなことで母親、父親に要求をしておつた。そして、特に母親に対し、また父親に対してもそうでしたけれども、暴行等を何回も繰り返しておつたようでございます。

一月五日の当日、十七歳になる長男、被害者に当たりますけれども、それがステレオを買つてくれというところで、被害者である父親の妻、つまり子供から見れば母親でございますが、その首の辺を相当ひどく締めつけるような暴行を加えたようでございます。そういうことになりました。

それを父親の方で何とかとめたいということいろいろやつたようでございますが、なかなかうまくいかなくて、そこで首を締めるということになると殺すやうなことになりますので、そういうことも考えながら首の両側に手拳——こぶしでございますが、手拳を押し当てるといふやうなことをして、何とか引き離そうというやうなことをしておつたわけでございます。ところが、それがやや力が強かったといふことが、頸部を圧迫いたしました。その被害者、長男が窒息死した、こういうことでございまして。

そういうことで、いま申し上げましたやうなことでございまして、被害者から見ますと自分の妻、被害者から見れば母親でございますが、その被害者の生命、身体に対する急迫不正の侵害があつた、これを防ぐためにやむを得ない防衛行為である、こういう認定に相なつたわけでございまして。

○寺田熊雄君 このように、家庭内暴力の結果いづれかの方が死ぬ。実際は暴力をふるう子供を親の方が殺すというのが多いのでしょうか、起訴猶予も罪とならず、いろいろあるでしょうが、不起

訴になった例はほかにもありますか。どうでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 本件のように正当防衛といふことになりまして、不起訴理由も十分考えられるわけでございまして、単に情状といふことだけで起訴猶予といふことはなかなかむずかしいのではないかとこのように考えますし、少なくとも最近報告を受けました事例はございません。むしろ、一方、起訴をいたしました裁判の結果、執行猶予になつてゐるといふ例はあるわけでございまして。

○寺田熊雄君 その執行猶予になつた事例というのは、刑事局の方で統計をとつていらつしやいますか。もし統計をとつておられましたら、また後日でも結構ですから、おわかりになりましたら、この事例をちよつと何か表にしても届けていただけますか。

○政府委員(前田宏君) そう数が多いことでもございませぬわけですが、別にそういう観点からの統計といふものをとつていないわけでございまして。

最近の具体的事例をいたしましては、新聞報道でも詳しく報道されましたいわゆる開成高校生あるいは堀越高校生の殺害といふことが、殺された事件といふのが二件あるわけでございまして、一件は、五十二年に起訴をいたしました五十三年に懲役三年、四年間執行猶予ということ、翌年の五十四年に控訴審で確定をいたしております。

それから、もう一件は五十六年、去年でございまして、去年の五月に起訴をいたしまして十一月に懲役三年、五年間執行猶予という判決がございまして、これが確定しているといふのが最近の事例でございまして。

○寺田熊雄君 それじゃ、そのほかに、もし調査ができましたらまた届けてください。それから、最近司法修習生を罷免したという報道がございまして。これは司法修習生の中にも必ずしも法曹資格を与えるに値しないという者が多いことではないので、特に異常であるというわけ

はないようですが、最近、司法修習生を罷免した事例といふものがたくさんあるんでしょうか。もしほかにもあるならば、ちよつと御説明をいただきたいんです。

また、最近報道された件について、その真実の理由といふようなものについて、ちよつと御説明をいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 司法修習生の罷免でございますが、最近の事例ということでは申し上げますと、昭和五十五年くらいから最近ちよつと多いわけでございまして、二年くらいの間に三件ほどございまして。

ただ、この理由をいたしましては、そのうちの二つは本人からの願ひ出、つまり辞職願を出しまして罷免したものでございまして、いわば一方的に罷免したといふものは一件ということになるわけでございまして。

この点、もう寺田委員はつとに御承知かと存じますが、「司法修習生に関する規則」といふのがございまして、この規則の罷免事由には、一方的に罷免する場合もございまして、本人から願ひ出があつたときに罷免するといふものもあるわけでございまして。罷免となりますと、一見、一方的に罷免したといふふうには言葉自体からとられかねないやうな字句ではございまして、罷免の中にもそういう辞職願を受理したといふものと、一方的に罷免したものと両方あるわけでございまして、一番最近の事例は、辞職願が出ましてそれを受理したといふやうな例に当たるといふわけでございまして。

○寺田熊雄君 これは新聞報道等でかなり詳しく報道されてはいますが、大体この報道内容といふのは間違つてないわけですか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 一部の新聞に詳しく報道されておりますが、私どもの承知しております限りでは、非常に細かい部分まで一致しておるかといふふうには言われまして、やはり両方の言ひ分が違つておるやうなところもございまして、そういう意味で完全に一致するといふ

うには申し上げかねる面はございますけれども、ごく大まかに言つて、およその筋においては間違っていないというふうに申し上げられるかと思ひます。

○寺田熊雄君 その報道と同時に、裁判官に不採用になった一人に青法協の会員がおつた。そして、不採用になった修習生も、どういふ理由で不採用になったかわからない、成績が悪いというわけでもないというふうに考へておるといふような報道があるようですが、真実のところはどうなんでしょう。どうも青法協のゆゑにと言つて好ましくないと思ふんだけれども、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 本年の修習生から判事補への採用でございまして、最終のところ、採用希望のございましたのが六十四名でございまして、そのうち六十二名を採用いたしましたわけでございます。

新聞等に、そのうちの一人の方が青法協の会員であるというふうな報道がございますが、この点、従来からしばしば当委員会でも申し上げておることとでございますけれども、最高裁判所といたしましては、ある修習生が特定の思想を持つておるとか特定の団体に加入しておるかとかということは一切調査もしておりませんし、本当のところ全くわからないわけでございます。

そういう意味で、なぜ落としたかということになりますと、これも従来から申し上げておりますように、その人が判事補に果たして採用するだけのものを持つておるかとか、いわゆる総合的評価ということと二人は判事補に採用するにふさわしくないというふうに判断されて不採用ということになったわけでございます。重ねて申し上げますけれども、団体加入などということも、もう一切私どもにもわからないわけでございます。

○寺田熊雄君 局長が青法協の会員であるかどうかはわからないというのを言われたことからかわれわれが推察しますと、そうすると最高裁としては、修習生が青法協に加盟しておるかどうかという

ようなことを平素調査などはしていらつしやらないというふうに理解していいですか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほど申し上げましたように、一切調査しておりません。

○寺田熊雄君 次は、八王子医療刑務所の問題がやはり大きく報道せられておるわけでありまして、八王子医療刑務所は、非常にユニークな刑務所であつて、われわれはその刑務所の機能というものが最大限に発揮せられることを希望しておるわけでありまして、そこに勤務している医師が、現実には一週間のうち正規の勤務の約半分ぐらしか勤務していないんだという趣旨の報道があるわけでありまして、これは事実かどうか、まずその点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木義男君) この八王子の医療刑務所には、現在十三名の医師がおります。刑務所におきまして医師の仕事と申しますと、被収容者に対する診察あるいは治療という業務を行うこととございまして、この刑務所等の中だけで診療行為あるいは診療業務を行うということになりますと、他の医療機関における医療設備や、あるいは技術の著しい進歩、まあ日進月歩の進歩をしておるわけでございますが、そういうものに立ちおくれて、医師としての能力、技能の低下ということも憂へられますし、ひいてはそれが刑務所における医療の質の低下ということにもつながるおそれがございますので、現在、八王子の医療刑務所におきましては、医師の職務の一環といたしまして、国立病院あるいは大学等に赴かせまして、そこで最新の技術等に関する研究を行はせるといふように配慮しておるわけでございます。

ただ、現在十三名の医師が八王子医療刑務所におられますが、そういう人たちの多数の人あるいは大部分が同じ日に研究等の目的でこの刑務所以外のあるところへ行くということになりますと、刑務所における診療業務に支障を来すことになりまして、それを防止する方法といたしまして、診療当番日というものを設けまして、その日には必ず施設において責任を持つて診療業務に当たる、そういう

う日としてそれぞれの医師ごとに週のうちに三日程度を指定しまして、そのほかの日に大学あるいは他の医療機関へ研究に行つてもらうと、こういう体制をとつていたわけでございます。これが新聞報道におきましては、何か三日働いてあとの四日は休んでよろしいという制度のように紹介されておりますが、実際の事情とそれからその目的は、いま申し上げたとおりでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、この医療刑務所に出動することは三日間だけ、あとは大学なり国立病院に行つて技量を磨くということとは、いわば公認であるというふうに向つてよろしいんですか。

○政府委員(鈴木義男君) それぞれの医師がどこへ行つて研究をするかということについては医師の自主性にゆだねておるわけでございますが、刑務所当局といたしましては、三日出ればいいということではございませんで、最低三日は出て、その日は責任を持つて診療業務に携わつていただく。その他の日は腕を磨くと申しますが、技能を高めるための措置をとることを認めておると、こういうこととでございます。

○寺田熊雄君 大変苦しい答弁のようですけれども、そうすると、腕を磨く方法というのは当該の医師に任せて刑務所当局は干渉しないというふうに向つてよろしいですか。

○政府委員(鈴木義男君) 大学あるいは国立病院その他の責任ある病院等へ行つていただきます限りこの病院であろうと認めておると、こういう状況でございます。

○寺田熊雄君 その場合、腕を磨くのは無報酬といたうのか、あるいは報酬を伴つても構わないという趣旨か、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(鈴木義男君) 原則として無報酬と考えておりますが、中にはあるいはアルバイト的な報酬を受けていらつしやる人もいるのかもしれないが、そこまで現在のところまだ確かめておりません。

○寺田熊雄君 なお、新聞報道では、その三日間の勤務でさえも午後から出勤するような者があ

り、現実に毎日の診療行為に支障を来しているというふうな報道があるんですが、局長はやはりその主管者としてそういう点の調査はなさいますか。

○政府委員(鈴木義男君) この新聞報道がございましてから、取り急ぎ現在の八王子医療刑務所における勤務状況を調べておりまして、先ほど申しましたこともそれに基づいて申し上げたわけでございます。

それで、新聞報道の中には、医師がいなかったために診療に支障を来した実際の例があるというふうに書いてある部分がございますが、この点については、私どもで調べました限り、そういう事実はございません。

○寺田熊雄君 先ほどの腕を磨く問題、中にはアルバイトをして収入を得ている人があるかもしれないということとありますが、これは許される行為ですか。それとも、あなたが承認を与えれば構わないというのでその承認を与えておられるのだろうか。その点はどうでしょうか。

○政府委員(鈴木義男君) 先ほど私、ちよつとアルバイトという不正確な言葉を使いましたので、多少説明させていただきたいと思ひますが、刑務所の医師が外部の病院あるいは研究所へ行きまして診療行為をする、あるいは講義をするという場合、アルバイト的な報酬を受けている場合があるいはあるかもしれないということを申し上げたわけでございます。

先生の御質問の中には、この新聞報道にありまして二人の医師が開業をしていたと、こういう点を踏まえてあるいは御質問ではないかというふうに思ひますので、その点、ちよつと申し上げますと、新聞報道にありましてのとおり、八王子医療刑務所の医師の二人が自宅で開業をしていたというのとは事実でございまして、この点は大変残念なこととでございます。特に国家公務員法上、兼業というになりますと、これはそれぞれ許可をもらわなければならないわけでございます。八

そういう方々に、それではどうぞもうやめて開業してくださいということになりますと、刑務所で確保しなければならぬお医者さんが十分確保できない。これは、ひいては刑務所に入っている被収容者の健康という、私どもとしてはどうしても守らなければいけない点に支障を来すことになります。したがって、開業をしたいからやめたいという方につきましても、なるべく説得して慰留に努めるということをしておるわけでございます。

この問題は、昭和五十三年のときにもやはり国会でちょっと議論になったところでございまして、それ以後、私どももいたしましては、こういう兼業をしておるといってお医者さんを少しでも減らしフルタイムのお医者さんになるべくふやしていくということで努力をしておるわけでございまして、実際にもお医者さんの交代等によりまして数十名の方につきましては兼業でないような状況にしておるわけでございます。

○國務大臣(坂田道太君) 実はこの月曜日、十二日でございますけれども、私、八王子の医療刑務所を視察をいたしました。十年がかりで改築をいたしまして、施設、設備ともに非常にユニークなものとなっております、先生方もごらんいただいたいと思うわけでございます。

全国で申し上げますと、全体で三百三十二人の定員でございませうけれども、実際に働いておりますのは三百人と、三十二人の欠員があるということとでございまして、その内訳を申し上げますと大体内科系統が五〇％、外科系統が二五％、その他が二五％ということになっておるわけでございます。

そこで、私はあそこを視察しまして、確かに施設、設備はかなりよくなってゐる。そして、それなりに職員もその与えられた環境のもとに、条件ののもとに一生懸命やつてゐるというふうに思ひまし

私 全般的に医療勤務所というものがきちつとやっぱり整備されていかなきゃならない、そのために人員を確保しなきゃならないということを考へまして、何かその地域の比較的近いところの大学病院等あるいは国立病院等と普通、ふだん非常なコミュニケーションを深くして、そして応援態

全般的に申しますと、やはり定員を充足するということが被収容者にとって非常に大事なことである。これを全体的にどういうふうに施策の中に生かしていくかということを少し相談をしてみたといと、こういうふうに視察の結果として考えてまいった次第でございます。

特に、あそこの環境も、たとえば築山なんかを

○寺田熊雄君 確かに、現在の給与では十分な医師を勤務せしめ得ないということとはよくわかります。ですから、局長が御苦勞になつてゐることもわかるし、わざわざ大臣が急いで現地を視察をなさつたということもよく理解できるわけでありま

もつと医療の困難なその患者と十分に密着して、そして非常にむずかしい病気を治して社会復帰を得せしめる、というような制度である保安処分を、自分たちがやるんだと法務当局は言っている。それには何よりも医師の協力が必必要だ。しかも学会は反対しておる。通常の医師さへも現在の施設に十分入手できない、協力が得られない、そういう現状なのに、またそれを飛び越えて、より一層重要な保安処分施設というような新しい制度というものをつくるということは可能だろうか、と、まず私が第一に抱いた疑問はそこにあるんです。ですから、大臣の御誠意は私もよく理解できますけれども、この問題を解決し得ずして保安処分などということはおっしゃらないでいたいただきたい、私はそう思います。

ですから、いま医師の協力が得られないのはなぜか。待遇が悪いんだというなら、そこにメスを入れて待遇を思い切つてよくしなければ解決し得ないでしょう。医師のモラルだというならば、医師のモラルを思い切つて変えてみないかぬけ

れども、それはきわめてむずかしい。大臣やれると、おれはやるんだ、やりますよという御自信をお持ちになるその方策なり理由がどこにございますか。大臣のお考えをひとつ。

○國務大臣(坂田道太君) 私は、八王子の医療刑務所を見まして痛感しましたのは、むしろ逆にやるなあと感じています。

いま新聞に出ましたいろいろの問題はございませうけれども、全体としては非常にりっぱにやっていると感ぜてございまして、むしろこういうりっぱな施設あるいは設備、そして一面において研究等のこともございやる。犯罪性の医療と申しますか、それに一つの焦点を合わせましてやるなら、若い人たちが私は参加することに希望をむしろ持ったわけなので、この点、私はむしろ先生と逆に非常な希望を持ったわけにございまして、現在のたとえば厚生省の病院等におきまして果たして十分な定員上の医師が確保できているかという点、厚生省の病院ですらもなかなか実はその医師の確保というものはむずかしくなってきたという一面がございまして。

それから、御承知のとおりに医者の数というものがいままでは非常に限定されておりましたけれども、相当各大学、国立、公立あるいはまた私立それから自治関係の医科大学ということで、数年前とそれから今後数年先とは、医師がかなり私はふえてくるというふうに見えたりやならない、あるいは過剰になってくるというふうなこともあり得る。ここをどうとらえて積極的に私は施策を進めれば、そう悲観的には実は考えておりません。しかしながら、いま局長から申し上げましたように、全般的になかなかないという手が少ない。ですから、どうやって今度お医者さんが確保できるかについてのもう少し工夫があるのじやなうか。いまここで先生にこうだということを自信を持っては申し上げられませんが、私はやり方次第ではやるなあと感じを持って実は帰ってまいったわけにございまして。

○寺田熊雄君 大臣がかえって自信を強めたこと

おっしゃるのですしたら、大臣のそういう御誠意をこの場は承っておくことにしまして、願わくはこの医師の確保に向かつて、さらにさらに努力をしていただきたいと思います。

それから局長に、またもとに戻りまして、その二人のお医者さんが自宅で開業しておったというのは、これはそのままに済ませますか。それとも、やはり新しく許可を与えて現状を認めていかせるというのか、やめさせるといふのか、御苦心を要するところだと思ふけれども、局長のお考えを承りたい。

それからまた、ほかの医師もアルバイトをしていられるかもしれないというの、やはりやむを得ない現象としてそれをこれからも承認しないし黙認していくのか、そうするはかはないのか、その辺、御苦心が要すると思ふけれども、どうなんでしょうか、ちょっとお伺いしたい。

○政府委員(鈴木義男君) 処分その他の問題につきましてはこれから考えたいと思っておりますが、現在このお二人のお医者さんは、実はやめたという意向も漏らしていらつしやるわけにございまして、それで、それでどうぞということであれば非常にいわゆる問題としては簡単に解決するわけにございまして、このお二人のお医者さんは現在この八王子の刑務所で不可欠の方でございまして。特にその中の一人は、単に施設内における医療に務めていただいておりますが、若し、若し人に八王子あるいは他の矯正施設に医者として来ていただくという点でも非常に大きな努力を払っていただいておりますわけにございまして、このお二人に辞任されるということは私は大変残念なことだということに考えておりまして、現在留任していただくように努めておるわけにございまして。

ここでこういうことを申し上げると不謹慎かもしれないけれども、私もどなたかしましては、これからそういう事態がなくなるようにあらゆる努力を払ってまいりたいと思ふますけれども、それぞれの場所です不可欠な人に、こういうことがあつたからすぐさまこうすると、すぐさまやめていただくとか、あるいはその他の措置をとるといふことは大変いまだに状況にございまして、その点、御理解をいただきたいと思います。

○寺田熊雄君 アルバイトの点は、

○政府委員(鈴木義男君) 先ほど私アルバイトと申しましたのは、開業してそこから営業収入を得るということではなくて、他の機会に他の病院等で、あるいはほかのお医者さんと一緒に診療行為をした場合に、それについての若干の報酬を得られる場合があるのではないかという推察にございまして、そういう不規則なものについては特段問題はなないのではないかと考えております。もし、そういう場合でも規則的なものということになりますと、当然国家公務員法上の正規の手續をとる必要が出てくるかと考えております。

○寺田熊雄君 この問題、非常にむずかしい問題で、局長の苦衷もよくわかりますし、大臣もすぐ現地に飛んで視察なさるといふような非常に責任ある態度をおとりになつていらつしやるし、私もこれ以上、普通の公務員の怠慢とか過怠とかいう問題のようにあなた方を責めるといふことができないことはよくわかつております。ただ、やはりできるだけ努力をして医師の確保に努める。それから、職務規律といふものその困難な問題とをどう調和をさせていくか、一層のやっばり御努力をお願いしたいと思います。

それから、最近また難民の処理というむずかしい問題をわが国は背負つたわけでありまして、難民の中でわが国に滞在を許された者が、暴力団に利用されておるといふような新聞報道もありました。これの実態はどうであつたのか、またこれ以外に難民に対する暴力団の魔手が及んでいようような事態があるのかどうか、警察当局はどういうふうに対応しておるかというやうな問題をちょっとお伺いしたい。

○説明員(森廣英一君) お尋ねの事案は、四月の二日にタイ国籍の女性二名が警視庁の久松警察署に保護を求めたことにより発覚をいたしました事件でございまして、現在捜査を進めているものでございます。

これまで調べによりまして、茨城県下の暴力団のある幹部と一名のいま御指摘の難民、ラオス人でございまして、この両名が、本年の一月から三月にかけまして観光ビザで入国をしまして、三月にかけまして観光ビザで入国をしまして、逃げてその暴力団の事務所へ寝泊りをさせまして、逃げると命がないなどとおどしなから、入り口には施錠をするなどいたしまして不法に監禁をいたしまして、その間、茨城県下におきましてスナック等で稼働をさせるといふ、労働を強制いたしまして、いろいろピンはね等をしていたという事案でございまして。この事件は、四月五日に被疑者二名をそれぞれ逮捕いたしまして、現在鋭意捜査に努めておるところにございまして。

これ以外にこのような事案、例があるかというお尋ねでございまして、実は難民が絡んだ事案、難民を暴力団の共犯者として逮捕をしたというやうな事件は、警察としては初めて検挙をしたというふうな考えにございまして。

それから、類似の事案というのをもう少し広い意味で把握をいたしまして御説明いたしますと、いわゆる外国人女性、主として東南アジア方面でございまして、外国人女性を日本の国内に甘言を弄して暴力団が連れてまいりまして、いろいろな風俗営業法違反、あるいは売春防止法違反、あるいは職業安定法違反というやうな事件を引き起こして暴力団を検挙したというものは、昨年一年間で二百三十四名に上つております。外国人女性に絡んで暴力団がいわゆる甘い汁を吸つておるといふ事案が大変ふえておりまして、警察当局といたしましては暴力団のこの種動きには注目をしております。取り締まりを強化をしておりますし、さらに今後とも御指摘のように監視を強めて検挙を図つていかなきゃならないというふうな存じます。

ただ、難民に對しまして暴力団が特に働きかけておるかという点につきましては、現在の

ところ、さしたる動きはつかんでおりませんが、この事例が初めてでございまして、ごさいましたので、関心を持って動静を注目してまいりたい、かように思っております。

○寺田熊雄君 次に、「証人等の被害事例調」というのが、この法律案関係資料の参考資料の末尾の方に掲げられております。昭和三十八年の事例ですが、恐喝被告事件の証人となった被害者が、この事件の犯人で刑期を満了し出所した者から、証言についての恨みを理由に切り出し小刀で殺されたという事案がありますが、その遺族給付が百二万円とあります。これは昭和三十八年だから、いまから二十年前ではあるけれども、百二万円というのはいかに少ないように思う。当時の私どもの収入等に比べてちよつと少ないように思うんだけれども、これはどういう計算でこれが出たのか、もしおわかりでしたら、ちよつと御説明いただきたい。

○政府委員(前田宏君) この法律によります給付はいろいろと計算方式が決まっておりますが、その場合にはいれゆる給付基礎額というものが基本になっておるわけでございます。

この給付基礎額は、三十三年の設置以来現在に至るまで回数にいたしまして十二回、いれゆる引き上げを行つて改訂が行われていてございまして、すけれども、ちよつとこの三番目の事例が起りました三十八年、これはその当時のいれゆる給付基礎額が最高額は千円と、こういう時代であつたわけでございます。給付基礎額が千円で加算額が二十円ということで、大変細かいことでございますけれども、千二十円というのを基礎といたしまして、それ掛ける千倍。その当時は遺族給付はいまのようではございまして、年金制度がなかった時代であつたと思ひますが、そういうことでございまして、単純に給付基礎額掛ける千倍ということでございまして、千二十円掛ける千倍の百二十万円と、こういう計算に相なつたわけでございます。

○寺田熊雄君 日額が千円であるというのは、恐

らく交通事故の被害者に対する給付などの平均をとつておるのでしょうか。これは警察官の職務に協力した者の被害に対する給付と右へならえしますが、交通事故の被害者に対する給付とやはり一緒に考えるのか。その辺、局長どうでしょう。

○政府委員(前田宏君) いま寺田委員も仰せになりましたように、私どもの法律での給付の内容、またいれゆる給付基礎額は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律、この例になつておるわけでございますが、その場合には、いま仰せになりましたように、交通事故の損害賠償金と申しますか、むしろそういうことでございまして、警察官に協力援助をしたということでございます。警察官に協力援助をするような形で警察業務に協力してくれたというような理解から、警察官の給与水準と申しますか、そういうものを基本に置きまして金額を決めておるというふうな理解しておるわけでございます。

なお、ちなみに、その後の改正経過でどの程度引き上げられたかということをおし上げますと、当時は千円でございしましたが、その後四十二年に千八百円、四十四年に二千四百円、四十八年に三千四百円、四十九年に三千八百円、五十年に四千五百円、五十一年に七千二百円、五十二年に七千七百円、五十三年に八千三百円、五十四年に八千六百円、五十五年には八千九百円、前回九千三百円というふうな、まあ少ないと言へば少ないかもしれませんが、けれども随時引き上げが行われておる、こういう状況でございます。

○寺田熊雄君 大臣、昭和三十八年に、ちよつといまから約二十年前なんです、当時は被害者の損害に対する補償といひますが、これを日額千円を基準にしておつた。当時一般の公務員の給与はどの程度であつたか、私、いま自分が三十八年に市長をやめたときの月給を思い浮かべて、ちよつとこれは少ないという感じを持ってお尋ねをしたのです。ですから、大臣がやはり当時のことを思い浮かべられてどうお考えになるか、ちよつと伺ひたいんですが、三十八年に加害者から殺さ

れた人間の遺族給付が百二万円、これをどういうふうにお考えになりますか。

いまは給付基礎額、これが九千八百円になつておるというのであります。警察官の職務に協力した者の被害者に対する給付といふものと右へならえというように局長言われたわけでありまして、これが少ないとすると、右へならえしたものと警察官の分が少くないということになります。ですから、やはり警察ともよく御協議になつて、そのもとから直していかなきゃいけません。しかし、大臣が御発言になればやはりかなり有力な、何といひますか、きつかけになるでしょうか、そういうふうな期待も込めてお尋ねするわけですが、これはどんなふうにお考えになりますか。

○国務大臣(坂田道太君) 私は、余り数字のことがよくわからないのですけれども、ただ私、国民年金をつくりましたのが昭和三十四年だと思ふのです。福祉年金がそのときに千円だったと思うのですが、いま二万円台になつております。しょうか。そういう感覚が実はございせんか。

○寺田熊雄君 局長、何か敷衍するものがありますか。

○政府委員(前田宏君) 特段の御説明にもならないわけでございますが、ちよつと正確なものでございまして、その当時この被害を受けた方が一日約二千円ぐらゐの収入を得られていたというふうな、ちよつとメモがあるのですけれども、その程度のことでございますから、それから比べても少ないと思ひますけれども、先ほどのようなこととで、一定定められた額の最高であつたということとでございまして、形の上ではやむを得ないことではなかつたかと思ひます。

○寺田熊雄君 大臣、これはもつとやばりお調べになりまして、少し低過ぎると思はれたらやはり積極的にもつと上げようというインシアチブをとつていただきたいと思ふんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(坂田道太君) この点につきましては、少し私も勉強させていただきたいというふう

に思ひます。

○寺田熊雄君 終わります。

○小平芳平君 先ほどの医療刑務所の件について、一言最初にお伺ひしておきたいんですが、大臣が直接現地を調べられて積極的に取り組んでいらつしやるということもよくわかりました。

それで、ちよつと伺ひたいと思ひますのは、この八王子医療刑務所では、全員のお医者さんが三日勤務し四日はどこかで研究というふうになつておるのか。それから、他の医療刑務所でも同じようになつておりますか。

○政府委員(鈴木義男君) 八王子の医療刑務所におきましては、医師は十三名でございまして、そのうち十一名が先ほど申しましたように最低限三日という形で勤務して、その他の時間は研究等に赴くというのを認めておるわけでございます。他、施設におきましては、必ずしも事情は同じではございせんけれども、これに近い方法をとつておる所も少なくないわけでございます。

○小平芳平君 厚生省関係のいれゆる機関でも、お医者さんが足りなくて現に困つておる機関もいろいろあると思ひますけれども、そういうふうな三日勤務して四日は自由研究といひますが、そういう勤務体制をとつておる所は、いま御説明になつた刑務所以外にはちよつとないんじやないでしょうか。

○政府委員(鈴木義男君) 刑務所以外の他の施設あるいは医療施設におきまして勤務体制については、私どもまだ十分に把握いたしておりませんけれども、いま委員の御指摘のようなことではなかつたかと推察いたしております。

刑務所におきましては、先ほどちよつと申し上げましたけれども、一つは、刑務所での診療行為といふものが必ずしもこの環境がよくない。先ほどの八王子の医療刑務所につきましては、これは日本の代表的な医療刑務所でございますが、私どもも非常に力を入れてあれしておるわけでございますが、一般の矯正施設、たとえばこの近くで

ございまして府中刑務所とか、あるいは東京拘置所ということになりますと、この診療の環境が必ずしもお医者さんがこれならばと思うようなことではないわけでございします。

それからもう一つは、腕を磨くという観点からいたしますと、施設の収容者で病気になる人たちの病氣というものが程度限定されてまいりまして、特異なケースとか、あるいはそれに對してチームを組んで診療に当たるとかという機会が少ないわけでございしますので、十分な技能をつけていただく、進歩におくれないうようにしていただくというためにそういうことを考えているわけでございまして、恐らく刑務所その他の施設の一つの特色になるのではないかとように思ひます。

○小平芳平君 この問題はこれで終わりますが、大臣に伺いたいことは、寺田先生から御指摘の、原因をもっと幅広く検討する必要があるということに私も思ひます。大臣の感じとしては、非常にりっぱな刑務所であったというふうな御意見でしたから、それはそれで尊重するといはしめても、やはり大臣としても国会議員としての長いろいろな経験を通じておられるわけですので、この三日勤務し四日自由研究という体制が一番いい方法かどうか、それから、その他こういうふうな新聞で指摘されるという原因についての検討などについてお伺いしたい。

○国務大臣(坂田道太君) この点は、やはり先ほど局長が申し上げましたような実情でございまして、やはりある程度常勤が常時いるという体制を整えなさいけないというふうには私は思ひます。だから実際なかなか手がないのに、どうやってそういうふうな御協力を求めるかということが、今後われわれに課された課題であるというふうに思ひます。

でございしますけれども、これでもうだめだというふうには悲観的には思ひませんので、私は希望を持っています。そのためには、その希望を満たすような条件をわれわれが模索し立案し、そして政策の中に生かしていかなきゃならない、こういうこと

とでございまして、実情に決して甘えておるといふか、甘んじておるといふつもりは毛頭ございしません。

また、いろいろ先生方のお知恵も拝借したいとかように考えておるわけで、幅広い一つの視野から、どうやって常勤の医師を確保するかということがやっぱり最大の課題ではなからうかというふうに思ひます。

○小平芳平君 それでは、証人等の被害についての給付法の質問をいたします。

今回の改正は、年金を担保にして融資を受けるという制度でありまして、そういう年金を担保にして融資を受けるという制度は、恩給法を初め国家公務員共済組合法その他多くの法律で行われておりますが、この時点で法務省が他の制度よりもおくらせて改正に取り組んだという趣旨はどういうところにあると思いますか。

○政府委員(前田宏君) ただいま小平委員も仰せになりましたように、類似の制度はすでにあるわけでございします。御案内のように、この法律は警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律を見習っている点が多いわけでございします。またその警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律は、国家公務員災害補償法を見習ってつくっているという面が多いわけでございします。国家公務員災害補償法は、前々回でございしましたが、国会で今回の改正と同じような改正が行われておるわけでございしますから、確かに御指摘のように、おくられているというふうな見方もあろうかと思ひます。

ただ、そういういま申しましたような形でどうもいわゆる後追いの形になっておるわけでございします。先ほど来申しております警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の改正も実は今国会に内閣の方から御提案をしておるわけでございます。この二つの法律が今国会に両方かかっていると、こういう状況でございします。

なぜ一緒にできなかったかということになりますと、御批判を受ける点もあろうかと思ひますが、

そういう経過でございしますので、今後はできるだけ、できるものなら、問題がなければ一緒に改正をお願いするというふうに通じたいと考えております。

○小平芳平君 次に、年金受給権者が国民金融公庫からお金を借りる場合の手続はどのようにになりますか。

また、融資の限度額、返済に当たつての期間、それから利率等は今後の折衝になりますか、あるいはおまのことが決まっておりますか。

○政府委員(前田宏君) お尋ねの貸し付けの手続あるいは条件といひますものは、貸し付けをいたします国民金融公庫あるいは沖繩振興開発金融公庫で業務方法の申身として決めることとございします。この場合も、先ほど申しましたように他の例があるわけでございします。恐らくその例にならった手続なり条件なりが決められることになろうと思ひます。

その点はまだこれからでございまして、間もなく協議の上で、この法律改正が実現いたしました場合には、その施行に十分間に合うように決めることに考えております。いま申しましたように、他の先例と申しますか、そういうものがありますので、その例を御参考までに申し上げます。国家公務員災害補償法による年金担保の場合には、貸付額の限度額が去年までは百五十万円以内でございしましたが、ことしから百六十万円以内というふうになっております。ただ、年額の三分以内という条件もついております。それから利率は年七・三％ということで、償還期間は四年以内というところでございします。

なお、償還方法は、当然のことながら担保に入れた年金受給権でございしますから、その年金の支払いを受けた金が償還に回されると、こういうことになるわけでございします。

○小平芳平君 次に、先ほどお話のあった給付の基礎額は政令で決まっておりますが、この基礎額はなお引き上げる予定になっておりますかどう

か、あるいは基礎額はどのような根拠で決ま

いるか、以上の点についてお尋ねしたい。

○政府委員(前田宏君) 給付基礎額は、ただいま仰せになりましたように政令で決められておるわけでございまして、政令の四条に規定がございしますが、先ほど寺田委員のお尋ねにお答えしましたように、毎年と言つていいぐらひに頻りに引き上げが行われておるわけでございします。つい最近までは五千四百円が基礎額でございまして、ただ最高額は九千三百円ということとございします。それをつい最近でございしますが、五千七百円を基礎額とし、ただし書きで決めております最高額を九千八百円というふうには、若干ではございしますが引き上げておる次第でございします。

○小平芳平君 被害に対する給付金の予算はどのように決まっておりますか。五十七年度予算では幾ら計上されておりますか。

○政府委員(前田宏君) 予算上の金額は大変低いようなふうに見られる金額でございまして、一応の金額としては十億円という計上額になっております。しかし、これは実際の給付実例が最近ございしませんこともありまして予算の上ではそういう形になっておりますが、それで足りない場合には流用とか予備費の支出とかいうことが当然考えられるわけでございします。その場合に予算上、まあ根拠として申しますか、費目が計上されてお

りませんとそういう措置も講ぜられませんが、そういう意味で少額ではございしますがもとになる予算が計上されていると、こういうことでござい

ます。

○小平芳平君 わかりました。十億円は根拠としてあるということでありませう。

それから、今度の改正案第十条で「年金」という言葉が出てまいりますが、現行の法律では「年金である傷病給付」等の言葉は使われていないように思ひます。施行令で初めて「傷病給付年金」というふうに出ておるように思ひますが、これは非常にわかりにくい改正といひますか法律の

ように思ひますが、いかがですか。

○政府委員(前田宏君) 確かに、法律の面では年

金という言葉がいままで出てきておりませんで、今回お願いしております十條のたし書きで初めて出てくることは御指摘のとおりでございます。

そういう意味におきまして、よりわかりやすくする方法ももちろん考えられないわけではないと思っております。法律でいろいろな給付を定めております。これはこの法律に限らず、先ほどのような先例といいますが、参考になる例がたぐさあるわけでございます。給付と言った場合に、当然一時金の場合と年金の場合とがあるということとは、社会通念といいますが、そういうことであるかと思っております。特に明示しなくてもその詳細は政令で定めるといふことでございますから、政令とあわせ見ればおのずからわかるというふうにも言えるのじゃないかというふうに思っております。

そういうふうにもとが明示はされておりますけれども、こういう類いの給付の場合には年金と一時金があるというのを前提といたしますと、今回の場合には対象になるのは年金である給付に限ると、つまり給付のうちで年金の部分だけだということ限定しなさいかぬものでございまして、そういう意味で「年金である」という言葉を「傷病給付、障害給付又は遺族給付」という言葉の上に乗せざるを得ないと、こういう経過でございます。

○小平芳平君 先ほどの御答弁にもありましたように、初めは年金がなかったわけですか。それで、何年改正から年金と一時金の給付になったんでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 四十二年の改正のときに、初めて年金ということが考えられるようになったと思います。

○小平芳平君 次に、証人というその証人の範囲につきまして、従来からも証人を議院証言法あるいは弾劾法等の法律に規定された証人あるいは民事訴訟法の証人あるいは家事審判で同じような立場の人、そういう人も含めるようにという議論が

あるようです。この点については、刑事局としてはこの法律はいまのままでいいのだということなんでしょうか、あるいは他の分野で他のものは検討するということになるんでしょうか。

○政府委員(前田宏君) ただいまの法律は昭和三十三年からできておるわけでございますが、その立法動機と申しますか、背景事情と申しますか、それは御案内と思っておりますけれども、刑事事件におきまして暴力団関係者等がいわゆるお札参りをやるということが相当行われておりました。何とか対策を講じなさいけないじゃないかということとで、この法律以外にも刑法の改正なり刑事訴訟法の改正なりというようなことを当時一緒に考えまして、当時の国会でそれぞれ改正の実現を見ているところでございます。

そういうことでございますから、刑事事件の証人あるいは参考人が、そういう暴力団関係者等によつておどかさされる、あるいは害を受けるということでは刑事裁判が適正に行われまいということに着目をしたわけでございます。

そういうことでの経過でございますが、ただいま御指摘のように、証人という場合には民事でもございまして国会の場合もあるわけでございます。そして、それぞれそういう事態といえますが実態と申しますか、そういうものがあれば、それはそれなりに考えなければならぬことであろうと思っておりますけれども、そういう危険性と申しますか実態と申しますか、そういうことも幸いにしてと申しますか、起こっていないように思われるわけでございます。

ただ、そういうことで、そういうことも考えなきやならぬということは常々配慮すべきものだというふうにご考慮しておりますが、その場合には所管の問題もございまして、それぞれの所管のところでも考えていただかなければならぬのじゃないかというふうにご考慮しております。

○小平芳平君 そういうふうな刑事事件に関するものの証人ということで御説明がありましたことは、その点よく了解できます。でございますが、それな

らば証人等の被害についての給付に関する法律とこの名称も、何かそういうふうに変った名称の方がわかりやすいんじゃないでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 確かに御指摘のようなことで、表題だけを見ますと範囲が広いような印象を与えらるということで、ごもっともな御意見だ、というふうに思います。

当時つくりました際にもそういう議論があったかどうか、昔のことでございますが、実は私よく存じてない点もあるわけでございますが、一般的に申しまして、最近の法律の題名が非常に長いという御批判もあるわけでございます。現にこの現行法でも、証人等の被害についての給付に関する法律という平がなたくさん入った長い題名になっておりますので、そういうことからいいますと、さらにこれを限定すると、より長くなるというマイナス面がないわけではございません。そこで、むしろ最近ではなるべく字数の少ない題名にならないかという方向で実は考えられていくこともございます。

余り論理的な理由ではないと思っておりますけれども、そういう点が一つと、それから目的で一応対象を限定している。さらに、それぞれの規定でより要件を厳格しておるということでございまして、御意見はごもっともな点も確かにあると思っておりますけれども、そういうふうなことで御理解いただければと思っております。

○小平芳平君 それから次に、これまでに被害を受けた方は何人いらしたるか。あるいは請求がなされた数、支給決定された数は何件になりますか。

○政府委員(前田宏君) この法律による支給実績は、お手元に差し上げております資料の末尾、先ほど寺田委員も一例を御引用になりましたけれども、参考資料としてつけております四件、三十六年、三十九年、四十四年ということでございまして、この四件に実は限られておるわけでございます。請求がありまして支給をしなかったという例は

逆にございせん。ただ、この法律ができてからたったこれだけかと、こういう御印象もあらうかと思うわけでございますが、実態といたしまして、この法律の考えております証人、参考人が、その供述あるいは出頭に関しまして害を受けたという事例はそれ以外にもあるわけでございます。

それにはなぜ支給されてないかと、こういうことになりまして、支給し得る場合に支給しなかったという意味はなくて、要件に当たらないというところで支給できないと申します。そういう場合もございまして、それから被害者と加害者との親族関係にあるとか、非常に近い関係にたまたまあるというふうなことで、請求をしていないということでも当然支給もしていないということもございまして、また当事者間で損害賠償と申しますか、俗にいう示談が成立しておりますと、そういうことでこの法律でも損害賠償との関係が規定されておることでもございますので、そちらの方が優先するといふようないろいろなことがございまして要するに請求がない、したがって給付もない。請求があつて給付をしなかったというわけはございませんで、請求自体がないということになるわけでございます。

こういう事件があつて支給すべきものを支給してないということでは申しわけないわけでございますが、前提として、むしろそういう事例がないことが有意義じゃ望ましいこととございまして、私どももいたしましては、この法律の周知徹底を欠くといふようなことで万一同も支給漏れがあるということではいけないわけでございますので、常時そういうことは注意をいたしております。前回の五十二年の改正の際にもそういう点の御指摘を受けたこともございまして、法改正が行われました直後に、周知徹底を重ねて図るという通達も出しておるわけでございますので、また今回ももう一回こういう機会でございますから、そういうことも考えたいと、かように考えておるわけでございます。

○小平芳平君 この法務省から配付された資料に

は、いま御説明のように四件挙がっております。そのほかになにかということを尋ねましたところ、昭和四十七年以降十件あります。全く同じ事件じやないんですが、四十七年以降で十件あって、それはいま御説明があったように支給になつてない、つまり支給すべきものではなかったということだろうと思ひます。確かに、こういう問題はなにか方が望ましいことであつて、証人になつた者がそのために被害を受けるというようなことはないので望ましい。

そこで、お伺ひしたい第一点は、十件とも先ほど局長が御説明なさつたような完全に請求すべき事件ではなかつたということなのかどうか。

それから第二点は、こうした事件は未然に防止できるものなら未然に防止しなきゃいけない。いけないというよりも、檢察の方で防止してもらいたいわけですね。特に刑事事件についての証人になつたがゆえに被害を受けるというようなことは、未然に防止する手だてを講じてほしいと思ひます。

以上、二点について伺ひます。

○政府委員(前田宏君) 先ほど申し上げましたように、その後十件の被害事例自体はあるわけですが、その後は示談成立をしているというふうなことが、あるいは一例で申しますと加害者と被害者が夫婦であるというふうな例もございまして、それから暴力団関係者同士と言つて悪いのでございまして、そういうふうな顔見知りであるというふうなことで、これはとても請求できないというところで本人が請求しないというふうな例もあるわけございまして、それぞれそれなりの理由がありまして支給されてないというふうになつておるわけでございます。

○小平芳平君 未然防止。

○政府委員(前田宏君) これは当然のことながら、こういう事態が起りませんように私どもも配慮しなければならぬわけございまして、いま仰せになりましたように、檢察においていろいろな措置も考えられなければならないと思ひます。

が、私どもの立場で考えられますことは、檢察庁では参考人の呼び出しをするわけございまして、もしそういう危険があるということになりまう場合には待ち合ひ場所を特に考えるとか、あるいはそういう対立当事者と同じに顔を合わせないようには時間を要して呼び出しをするとか、あるいは檢察庁に呼んだのでは危険だということ場合には役所以外の適当な場所に来ていただくとか、そういうようなことが考えられるわけございまして、取り調べ段階あるいは公判段階でそれぞれ配慮しておるつもりでございまして、また手に余る場合には警察等に警備の依頼をするというようなことも考えておるところでございまして。

○小平芳平君 次に、昭和五十四年三月三十日の法曹三者協議会で合意されました国選弁護人に危害が加えられた場合の給付制度についての立法化については、現在どうなつておりますか。

○政府委員(前田宏君) その問題につきましては、御指摘のように法曹三者の協議におきまして一つの検討事項ということになつておるわけでございます。

その問題は、当時いろいろと刑事裁判をめぐりまして弁護人の行動等に問題がある事例もあるというふうなことがあつたわけございまして、その反面、国選弁護人を確保しなきゃならない。と申しますのは、私選の弁護人が一種の法廷闘争と申しますか、戦略、戦術的に勝手に辞任をしようとか、法廷へ出てこないとか、そういうことがあつて裁判がなかなか進行しない、こういう状況がございまして、そのかわりと言つては変ですけれども、国選弁護人を依頼しなきゃいけない。ところが、国選弁護人がなかなかそういう特異な事件でございましてつかない、さらには関係者から何かやられるのじやないかというふうなこともあつて国選弁護人になつていただけないと、こういうふうな背景があつたわけでございます。幸いにして、そういう事態がその後順次解消されておることも一つあるわけでございますけれども、万々一にもそういう事例があつてはいけません。

ということ、そういう協議もございしますので、立法措置につきましてその後も日弁連と、また省内でもいろいろと検討をしております。

事例が全くないというところは、これ自体は結構なことではございますが、事例がないこともございまして、なかなか構想も立てにくいという面も実態にあるわけでございますが、立法技術といったしましていろいろ方法が考えられると思うわけございまして、独立の法律をつくるということもございまして、また国家公務員災害補償法のような、それを準用するようなことも考えられるわけございまして、またいま御審議をいただいている証人等の被害についての給付に関する法律、これの中に盛り込むという方法も、大体そのくらいのことが考えられるわけでございます。

その点につきまして一長一短はございまして、日弁連の御意向によつてもなかなかうまくはまりにくい点があるわけございまして、幸いといひますか、今回の機会がございまして、この法律の一部を改正する中で、国選弁護人がその職務に關して危害を加えられるという場合の給付というものを考へて、ある程度具体的な御提案も日弁連の方にもしたわけでございますが、その給付額について、もっと何とか特別な扱いができないかというふうな御意見もございまして、そのほかにも若干ございまして、一番その点が大きかつたように思ひます。

ただ、この法律によります場合には、なかなか差をつけるという理屈がまた一面困難な点もございまして、そうしますと、また別な立法措置でいくかというふうなことになるかと、どうも国家公務員災害補償法のように、いわば独立で職務を遂行される弁護人が公務員扱いにならないのはかえつて困るというふうな一面御意見もまたあるというふうなことで、なかなか意見の一致を見ない点もございまして、日弁連の方でもむしろもう少しお互いに協議を続けた方がよいのじやないか、こういうふうな空気でもございまして、今回見送つて、なお引き続いて御相談をしていき

い、こういう状況になつております。

○小平芳平君 よくわかりました。それから、これも法務省にお尋ねするのは適当じやないかもしれないですが、今国会に提出されている障害に関する用語の整理に関する法律案の三十一條で、証人等の被害法の第五條第一項第二号中の「痼疾」を「障害」に改め、同項第三号中の「身体障害」を「障害」に改めることになつております。これは御承知のとおりですが、そこで両方とも「障害」という表現になりますけれども、この法律が制定されたときにわざわざ区別したのは何か区別するだけの理由があつたのか、それとも「障害」ということに改めて差し支えないのかどうか、その点はいかがでしようか。

○政府委員(前田宏君) 確かに、現在のこの法律では「痼疾」という言葉と「身体障害」という言葉を使い分けておるわけございまして、内容的に見ましても「痼疾」の方は「被害者が負傷し又は疾病にかかり治つていない場合において存する痼疾」ということでございまして、さらにその程度も相当重大な程度と申しますか、というものが考へられておるわけでございます。「身体障害」の方は「負傷し又は疾病にかかり治つた場合において、なお存する身体障害」ということでございまして、その範囲はまた逆に広いわけでございます。

そこで、一面から言ひますと、こういうふうに分けておいた方がよいというふうな思われるわけでございますけれども、不適当用語ということが問題になりまして、この「痼疾」という言葉を何か置きかえなきゃならないということもこれはまた大事なことであらうと思ひます。なかなか置きかえられない言葉がないというところで、まあ「障害」という言葉でも間違ひではないしそれで十分カバーできるのじやないかということがまずありまして、そうなりますと、三号の方の「障害給付」を「身体障害」にいたしておきますと、何かその障害の中でのいわゆる物理的なと申しますか、身体的な障害に限られるというふうな誤解を受けていけないということで、反射的なとい

ますが、関係で、この身体という字を削って、そこもまた「障害」になってしまったという経過をたどっておるわけでございます。

そうしますと、確かに御指摘のように、当初のようない分けが一見はつきりしないわけでございますけれども、現在言っております「廃疾」というのも「身体障害」というのも、広い意味では障害の中に含まれる概念であらうと思えます。むしろ障害と言う方が広い概念でございますから、そういう意味においては不都合がない。

そこで、内容的にはどういふ区別があるかという事になりますと、等級表と申しますか、政令で詳しく表を定めまして、いろいろな場合に、どういふいわれる障害があった場合にそれを何等級に格づけるかという表があるわけでございますので、その表によつて、傷病給付の対象になる障害と障害給付の対象になる障害と、これが十分区別がつくわけでございますので、一面からする難点は若干ございますけれども、その「廃疾」という言葉を変えるということが大前提になりますとこれしか方法がない、しかも実際上それによつて特段の不都合は起こらない、こういう理解でおるわけでございます。

○小平芳平君 この別表がありますが、別表第一と別表第二の「廃疾の程度」というのと「身体障害の程度」というのをずっと比べていきますと、ほとんど変わらないですね。ほとんど変わらないところを見ると、やはりいま局長がおっしゃったように「障害」にくるめて差し支えないということでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 結論から申しますとそういうふうにご考へておられるわけでございますが、実体が変わりませんように、この「廃疾」という言葉が変わりました場合に、表の書き方等においては十分工夫をしたいと考えております。

○山中都子君 法案関係のお尋ねをする前に、一点お伺いをいたします。

八〇年度の総選挙での千葉一区の泰道三八派の大買収事犯ですが、泰道三八代議士に対しての買

収容疑について不起訴処分をしたという千葉地検の態度を、千葉の検察審査会がこの一月二十九日に不当であるという議決を行いました。この問題につきましても、私もすでに八〇年の十一月十九日の参議院の公選法の特別委員会での責任を追及する質問をしてまいりましたけれども、この千葉検察審査会の決定は、良識ある千葉県民の世論が検察の生ぬるい態度を許さない、断固たる態度で訴追することを求めていることを意味していると思ひますけれども、そういう意味からも検察の責任は重大であると考えております。

この検察審査会の議決が行われた一月二十九日以降もう二カ月半以上たっているわけでありますので、その後の検察としての検討が進められているし、当然のことながら起訴する方向への動きが出てしかるべきであると思ひますけれども、どういふ状況になっておりますか、まず初めに伺ひをいたします。

○政府委員(前田宏君) お尋ねの選挙違反事件につきましても、ただいま仰せになりましたように、一月二十九日に千葉の検察審査会におきまして、検察官の処分が適当でない、こういう議決がなされておるわけでございます。したがしまして、検察庁といたしましては、その議決を尊重してできる限りのことをしなければならぬ立場にあるわけでございます。

ほかの委員会でもお答えしたことがあると思ひますけれども、どちらの方向に向かつてということとは申しかねますけれども、やはり議決がありました以上は、それに応じた措置を講じなければならぬということをご考へまして、それなりの態勢といひますか、ことを考へておるわけでございますが、事案は広い意味での再捜査というふうなことになるわけでございまして、いわば捜査の内容、具体的にどういふことをやっているか、どういふ進行状況であるかということになりますと、まだその結論が出ていない現段階におきまして詳しく申し上げるわけにはまいらないこととさせていただきますので、そのように御理解をいただきたいわけ

でございます。

○山中都子君 いま刑事局長おっしゃいましたように、これは衆議院の予算委員会、二月二十二日に稲葉委員が質問をされて、いまお話しがあったような答弁もされております。この時点からもう二カ月近くたつております。

私は、この問題を公選法の委員会では指摘をしましたときに、一つは、公選法の改悪あるいは全国区制の自民党案による改悪、そういう問題との関連で、金がかかる金がかかるというふうな政府や自民党は言われる、しかしこういふ大買収事犯が起くる、一体だれが金をかけているのか、どういふ内容の金をかけた違法の選挙、違反の選挙をしているのかということの一つの論点として追及いたしました。

と同時に、この場合の実態をかなり申し上げたんです。つまり、この泰道三八派の選挙につきましては、「泰道三八君を励ます会」という会がつくられて、ずらりと発起人が名前を連ねている。その中に、元警察局長、元中部管区警察局長、元四国管区警察局長、元千葉警察本部長、元富山警察本部長、元千葉県公安委員長、元高等検察庁検事長、そういう人たちがずらつと名前を連ねているんです。

そして、この事件の当時もかなり新聞でも報道もされましたし、私も公選法の委員会では指摘をしたんですが、いま申し上げました元中部管区警察局長というの藤沢さんという方なんですけれども、たとえばこの藤沢さん自身が、運動員は選挙になれていないから悪質違反はないと思ひけれども形式犯があったら注意してほしいと言つて歩いた。つまり、警察にそういう形で歩いて圧力をかける。あるいは、さまざまに報道もされ県民の怒りも出ていたわけですが、県警が買収事犯に本腰を入れてないと、こういうふうになくさんの警察出身のOBが励ます会などに名前を連ねていることによつてたかをくくっているという節もあった。それから、つかまつた運動員の中にも、警察関係のOBがいるから大丈夫だと思つたと、

そういうことがいっぱい出てきているわけですね。

私は、そういう警察関係の出身者がたくさん名前を連ねてこういふ大買収事件を起こして、そして警察がその取り締まり、あるいは捜査が手ぬるく、なれ合いで手かげんをしている、そういうことが明らかに多くの批判的になつておるわけだから厳重な捜査をしなければならぬということ、もう一つの中心的な問題として強く指摘をしたところであります。

そんなことはございませんと、当時、中平刑事局長もおっしゃっていたんですけれども、実際問題として千葉の県民の皆さんがその結果、不起訴になつたことが不当であるということで、検察審査会の議決が行われたわけですから、私は受けとめ方を厳正にそれを受けとめていただかなければならぬ性格のものであると考えておりますけれども、重ねてその点も含めた見解をお伺ひをいたします。

○政府委員(前田宏君) 先ほど申しましたように、検察審査会から検察官の処分が適当でないという議決があつたわけでございます。

そういう場合に、これはこの件に限らず、あらゆる場合についてそうでございますが、検察当局といたしましては、その検察審査会の議決というものを十分それなりに受けとめて必要な措置を講じておるわけでございまして、この件についても同様であるわけでございます。

なお、いま山中委員も仰せになりましたように、この件につきましては、特にいろいろなことも言われておるわけでございまして、そういう点も十分念頭に置きながら、厳正かつ適切に対処するという態度であることは変わりはないと思ひます。

○山中都子君 そうしますと、予算委員会では稲葉委員が指摘をしたときに、先ほどいただいた御答弁と同じ御答弁だったんですけれども、この間は一体何をしていたのかと、それは特に千葉の県民の方たちは思われると思うんですけれども、どういふ見通しを持って国民の疑惑にこたへた批判にこ

たえる方向を出しになるおつもりなのかお伺いしておきたいと思ひます。いつごろとにかくちゃんとした決着をつけて、そして国民の疑惑にこたえて積極的な対応をなさるおつもりなのか、見通しなのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(前田宏君) 先ほどもお答えしましたように、一たんは不起訴処分になっておりますが、先ほどのような経過をたどっておるわけでございますので、また広い意味での捜査という状態に戻っているわけでございます。そうなりますと、まだ結論が出ない段階で、だれを調べたとか、どういうふうに進捗しておりますとかいうことを中間報告をするというか、そういう形で御説明をするということとは、事柄の性質上できにくいことではないと思います。

そういうことで、それを御理解いただきたいと先ほども申したわけでございまして、そういうことで非常に抽象的なお答えになるわけでございますが、必要なことは順次やっていくというふうに御理解をいただきたいわけでございますし、その見通し、時期ということになりますと、一面いろいろな点から慎重に考えなければならぬ。慎重というのは消極という意味ではなくて、あらゆる面から御納得のいくような処理をするという意味で考えなきゃならないということでございますので、若干の時間がかかるのじゃないかというふうに思ひまして、いつごろの時期になるかということとは明確に申し上げるわけにはまいらないわけでございます。

○山中都子君 この問題の最後ですけれども、法務大臣にお伺いをしたいんですが、御本人は議員を辞職することもなく、自民党に籍を置いてそのまま居座っておられるわけですよ、これだけ明らかに悪質違反をしておいて、そして検察審査会のこうした議決も出ているというのに。こういう結果になって推移していけば、選挙に出て当選するためには何をやってもいい。それで、そういういろいろな問題として起こつてもまかり通つていくという結果を生み出しかねないわけなので、事

実そうしたケースは過去にもいろいろあるわけですから、当然檢察庁は檢察審査会の議決を尊重して再捜査を急いで、そして国民、県民の批判にこたえる決断を下して起訴をすべきであると私は考えておりますけれども、法務大臣の見解と決意のほどをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま刑事局長から申し上げましたとおりでございまして、千葉の検察審査会におきましてあのようなことが言われたわけでございますから、われわれといたしましてはあくまでも厳正公正に、適切に対処してまいりたい所存でございます。

○山中郁子君 証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正との関連で、主として私は証人の保護という問題についてお尋ねもし、また提起もしたいと思っています。

申し上げるまでもないことですが、憲法三十七條の二項「刑事被告人は、すべての証人に對して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手續により証人を求める權利を有する。」そのほかにもいろいろな条項があるわけですから、歴史的に見て刑事被告人の訴訟法上の地位が強められてきているといふことの反面、犯罪とは直接關係のない証人が出頭、罰金や勾留で強制される、場合によつては勾引され、虚偽の陳述をすれば偽証罪で処罰される。法の保護は、犯罪人でない証人に弱いという印象があります。

証人というのは、しばしば偶然的な理由で裁判に協力することを求められるわけだし、裁判所や捜査機関もその点を十分考慮して、証人の保護などを含めてそれ相応の対応をしなければいけないと基本的な面で考えておりますけれども、この点についての御見解を初めにお伺いをいたします。

○政府委員(前田宏君) 確かに、証人になられる方はいろいろな面で負担を負われているというところは事実でございますが、これは申し上げるまでもないと思いますけれども、犯罪がありまして、

その犯人を処罰する必要があるということも一面、大変重要なことであるわけでございます。その裁判が適正に行われ、そして適正な刑罰権の実現を図るためには、そういう目撃者等を含めた参考人の御協力ということがぜひ必要なわけでございます。

そのことは、現象的に見ますと大変証人の方に負担でございすけれども、いわば国民の一種の協力義務といひますか、国民の義務という面も持つておるわけでございまして、国民がいれば裁判所と対立するような関係ではなくて、むしろ国民のための裁判をするために国民の方が御協力をされると、こういう言い方もできないことはないのじやないかというふうに思うわけでございす。そういうことでございすから大変重要な方でございすので、御協力も得なけりやならぬわけでございすますが、反面、被害を受けるというよなことがあつてはならない、これは当然でございす。

したがいまして、この法律もその一環といえ
一環でございませうけれども、刑事訴訟法の面にお
きまして、いろいろな先ほどのような一種の強
制的な措置が設けられておりますのと並んで、証
人の保護に関する規定、これがいろいろとあるわ
けでございます。

たとへば、必要的な保釈の制限事由で、刑法法の八十九条五号でございますが、そういうような規定でありますとか、あるいは被告人が圧力をかけるといふような場合には被告人を退廷させる規定でございすとか、あるいは傍聴人の場合によつては退廷させる規定でございすとか、さらには、法廷では証人が十分な証言ができないといふ場合には裁判所の御判断で公判期日外あるいは裁判所外で証人尋問を行うといふいろいろな規定も設けられておるわけでございます。

また、そのほかにも刑法の改正、この証人等の被害についての給付に関する法律の制定と同じ時期に、先ほど申しました刑事訴訟法の改正も行われる、また刑法の面でも証人威迫罪というようなもの、

こういう規定が新設されたわけでございまして、そういう刑訴、刑法の両面から証人の保護という点も相当程度図られているというふうに考えるわけでございます。

なお運用の面におきましては、先ほど小平委員のお尋ねにもお答えいたしましたように、裁判所においても、また検察庁においても、さらには警察におきましても、それなりの措置を講じて、そういう被害を受けられることのないように、それぞれの立場で考えているところでございます。

○山中郁子君 証人として刑事裁判に喚問されるケースというのがどのくらいあるのかということを知りたいんですけども、これは過去五年間ということでは結構なんですけど、証人として刑事裁判に喚問された方はどのくらいおられますか。

○最高裁判所長官代理者（小野幹雄君） 最近五年間における全国の地方裁判所の、これは喚問でございまして、実際に刑事事件で証人尋問を受けた数を申し上げますが、五十一年が七万六千八百五十一人、五十二年が七万六千二百二十人、五十三年が七万七千四百四十二人、五十四年が七万四千六百二十人、五十五年が七万三千六百七十四人と、五年間で平均いたしますと、一年間に大体七万五千人強あるということでございまして、いま出廷したということでございますが、尋問しなかつた証人というか、その日に喚問はしたけれども出頭していただいて尋問しないで帰っていたのだといったという方が多少おりますので、喚問した証人の数はこれを若干上回るといふふうに思っております。

○山中郁子君　かなりなやつぱり数に上るといふ判断ができるんですけれども、それだけに、やはりこれらの証人の保護というのが一層大事な問題であると思います。

それから、警察庁にお尋ねをしたいのですが、三十三年に新設されました証人威迫罪に基づく檢舉件数状況ですね、これをお示しいただきたい。

○説明員(森廣英一君)　お答えいたします。

昭和三十三年から昨昭和五十六年までの二十四

年間で証人威迫事件といたしまして検挙をいたしました暴力団関係者の数は、二十四年間で九百三十九人に上っております。暴力団以外の者も若干はあろうかと思いますが、それについては正確な統計がございませんのでお答えがしかねるわけでございます。

○山中都子君 やっぱり圧倒的な数が暴力団関係だということだと思ふんですけれども、暴力団から証人を守るための配慮ですね、これがもちろん証人保護という立場からも重要であると同時に、暴力団犯罪に関してやっぱり決定的な決め手になるわけですね。やはり暴力団のお札参りがこわいからということで証人に立てない、また立った上でさまざまな嫌がらせや報復を受けると、そうしたことが日常茶飯事、問題になっているわけなんですけれども、これは警察庁もそうですし、法務省も裁判所もそれぞれにお伺いをしたいのですが、暴力団から証人を守るためにどういう方策をとられているか、それをお示しいただきたい。

○説明員(森廣英一君) 御指摘のように、単に証人のみの保護ということではなく、警察庁といたしましては暴力団関係事件の証人、被害者等関係者の保護という形で都道府県を指導しておるわけでございます。

その指導の内容でございますが、まず被害者等の取り調べについては、その時期や場所、方法に十分留意をして、被害者がそういった動きを犯人等に察知されないように十分注意をして取り調べをするということ。

それから、いわゆるお札参りをされるおそれのある被害者につきましては、警察が被害者と常に連絡を密にいたしまして保護のために必要な措置が講じられるようにするといふねらいから、四点左右は具体的な施策をやっておりますが、まずその一つは、被害者の住所や氏名を常に確認をいたしまして、関係警察署に周知をさせておく。なお、被害者が他の警察の管内に転住をしたという場合にはそちらにも内部的に素早く通報をする。それから、外勤警察官による警ら強化するなど、い

ゆる保護連絡の措置を講じておること。それから、その当該事件の捜査に従事をいたしました捜査員も、必要によって随時被害者と連絡をとるということ。それから、警察署に保護連絡簿というようなものをお設けしまして、その状況を常に明らかにしておくということをしております。

大きな三番目として、被告人等が保釈、仮釈放等によって釈放された場合には速やかに必要な措置を講ずる。お札参りをするおそれのある暴力団については、その動静を厳しく監視をするということ。

それから大きな四番目として、いわゆるお札参り、示談の強要等が行われた場合には迅速的確にこれを検挙するということ。さらに、刑事訴訟法九十六条第一項に規定しております保釈取り消しの事由については積極的に関心を持って、必要な場合には検察官にそのことを連絡するということを指示しております。

それから最後に、第五番目に、被害者等の住所、氏名などが部外にでるだけ漏れないように、被害者に迷惑がからないように特に配慮をする、このような措置をとっております。

○政府委員(前田宏君) 検察段階におきましては主として参考人のことなるわけでございますが、まずもって当該参考人等と緊密な連絡を保ちまして、そういう事態が予想されるかどうかということの把握が最初であろうと思いますが、そういうことでそういうおそれがあるということになりました場合には、警察の方にお願いをしまして、いま警察の方からお答えのありましたような措置をとっていただくということが考えられるわけでございます。

それから、検察庁で実際に調べる場合につきましては、先ほど小平委員にも若干申し上げましたけれども、取り調べ時間をそういう相手方と合わないようにする、また取り調べ場所を考へまして、そういう関係者と分離をした場所にする。あるいは待ち合わせ場所についても同様なことをするというようなことが現にあるわけでございます。

そういうようなことからそういう被害の未然防止を図っておるわけでございます。

また、裁判の段階でそういうことが考えられます場合には、裁判所の方にも十分御連絡をして措置を講じていただくというようなことをやっております。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 被告人のまず保釈の点でございますが、これは刑事訴訟法の八十九条でございますが、これは法律を改正していただまして、そういうお札参りをするような者については保釈を厳しくするという規定が設けられておりますので、そのように厳格に保釈はされておると、こういうことでございます。

まず、証人の一般的な保護のことを申し上げますと、これは昭和三十一年でございますが、まことに遺憾なことでございますが、証人が被告人に隠し持っていた竹べらで突かれたということがございました。その際に裁判所、法務省刑事局あるいは矯正局、検察庁、弁護士会の代表の方お集まりいただきまして、いろいろその検討をいたしました。そのときに一応のいろいろな意見が出されました。それを参考にいたしまして、各裁判所、これは法廷でもいろいろ広い狭いございますので、そういう状況に応じてそれぞれの十分な配慮をするようにという事務総長の通達を出しております。

まず、証人の控え室がなければいけない。これは在宅の被告人もおりますわけで、証人と被告人とが一緒になっているというようなことでは非常に危険があるということで、証人の控え室を別に設けるべきであるということで、これは老朽化した古い建物ですとなかなか設置ができなかったという面もございしますが、ただいまのところでは全国的に見て地裁の本庁、甲支部、乙支部、ほとんど全部と言っているくらい証人の控え室を設けております。もともと乙支部のうち七カ庁ばかり、まだいま改築の問題などございまして、古い建物であるところもございまして、そういうところはまだ控え室がないのでございますが、そこ

では書記官室を証人控え室に充てるということで、ただいまのところは暫定的な措置としてそういう措置をとっているということでございます。

こういう施設面はもちろんでございますが、それ以外の面でも、たとえば証人が控え室から法廷に移動する際に事故が起こるというようなことがあつてはなりませんので、これは前に申し上げました事務総長通達にもございしますが、その際には延更その他の職員が付き添って誘導するということ。それから法廷内の証人の席でございますが、これを被告人の席から離れさせる、また被告人が飛びかかったり何かしないように被告人の席も弁護人の席の横とか後ろとかそういうところに置く。一方、証人の席は検察官の近い方に置くというように。場合によっては、その間に職員を置くというように。いろいろございしますが、たとえばこの事務総長通達でも申し上げておりますが、尋問の際に、尋問するふりをして被告人が近づいていって傷害したというようなこともございしますので、できるだけ弁護人を通じて尋問をさせるといふようなこと、いろいろな措置を講じているわけでございます。

特にこれは三者、裁判所だけではなかなか事案の内容がわかりませんので、そういう危険性があるかどうかということも検察官あるいは弁護人からも連絡していただく。特に危険性が高いというような事案につきましては、検察官に依頼いたしまして、検察官の方から警察官の保護をつけて、それで出頭してもらうというようにもやっております。

○山中都子君 法務省から資料が出ていて、ここに四件の被害事例が出ていますね。いろいろいまお話がありましたんですけれども、裁判所にお伺いをしたいのですが、この四件出ている一と四の事例、これは裁判所で起こっているんですね。廊下でとか、それから証言中被告人からボールペンで顔面を突き刺された、こういうことが、いろいろなお話しいただいているような、態勢は万全ですとおっしゃらなかったけれども、ま

いろいろな努力をされているということなんです、何でもこういうことが起こるのか、私にはちょっと解せないですけれどもね。

つまり、廊下で証人が被告人と顔を合わせなきやらないとか、それから裁判所の公判廷で証言中にボールペンで顔を突き刺されとか、いずれにしてもこれはやっぱり裁判所側の不注意の結果発生したものだと思うので、先ほどもどなたもおっしゃっておられましたけれども、やはり未然に防ぐということが大事な問題で、この辺はどうしてこういうことになるんですか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 証人にせつかく御出頭いただいてこういう結果になって、裁判所としてもまことに申しわけないことでございます。

この三十四年の事件は、当時これは在宅の被告人と証人がたまたま出くわせたということでこういうことになったようにございまして、この裁判所では証人控室は当時なかったようにございまして、その後、新築の際に証人控室をつくったということでございまして、それからこの四十三年の事件でございまして、これは先ほど申しました証人尋問をするような顔をして近寄っていったという事件を起こしたということでございまして、それから証人と被告人とを離すというようなことも配慮いたしまして、四十三年には刑事局長、家庭局長の通知ということでこの事件を知らせまして、全国でまた再びこういうことがないように措置しているところでございます。

○山中都子君 この事例で給付額が出ているんですが、これも先ほどお尋ねがありましたし、私も考えて、ずいぶん少ないのじゃないかなという感じですが、先ほど大臣から勉強するという御見解も出されておりましたので、ここでは割愛いたしますが、そういうことだけでなく、やはり未然に防ぐということの重要性が、先ほど局長も言われた証人という国民的な意義ですね、そうしたことに照らしても大変重要なことであろうということを

指摘しておきたいと思ひます。

その証人保護のための何というんでしようね、最小限の要求だと思ひますけれども、裁判所の関係者から聞きますと、やっぱり証人の取り扱いがとてども配慮がな過ぎて乱暴なんですね。それは全部が全部そうだとはいえませんが、具体的に何ったケースを二、三御紹介しますと、道路工事の仕事をしている労働者が裁判所へ証人として呼ばれた。仕事を休んで駆けつけたので、裁判所へ来るのに別に背広、ネクタイに威儀を正して来たわけではありませぬ、そういう仕事をしていた方たちが来たわけですから。そうしたら、裁判所へ来るのに背広にネクタイぐらいつけてこいと裁判長に怒られたとか、それから今度来るときは散髪ぐらいしてこいと言われたとか、こういうことがやっぱりあるんですね。

私たちがちょっと考えられないことで、ぜひ国の裁判に協力してくださいと言つて来てもらうわけでしょう。それなのに、着ているものが気に食わないとか、髪が気に入らないとか、裁判長がそういうことを言うということとはちょっと常識と考へられない。そこに私、やっぱり一つの姿勢というものがあらわれると思ひますし、同時にまた、お年寄りやそれから病人、そうした方たちには車で送り迎えするということとはやっぱりやりやうてしかるべきだと思ひます。そうしたことに對するお考え、いまの私の申し上げた点についてはどのように考へておられるか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) ただいま服装の点あるいは髪が長いから切つてこいと言つたというふうなことで、私もが伺ひましても、本当にもしそういうことが事実であれば、これは常識に反することだと思ひます。そういう事例が実際にあったのかどうかはわかりませんが、もしあったとすれば、まことに配慮が足りないことで申しわけないことだと思ひます。

恐らく大多数の裁判所、どこへ行きましても、証人の方に背広でネクタイぐらいつけてこなきや

だめだんというふうなことは言つてないと思ひますし、私も、証人がそんなちゃんと服装を正してこないとだめだんと言つた覚えもございませぬので、そういうことがもしありましたらまことに申しわけないことでございまして、何かの機会にそういうことはいかに考へたいというふうに思ひます。

また、老人や病人の場合に車で送迎するということはお話でございしますが、それはあるいは理想かもしれませんが、現実の問題として、証人はいろんな方面からおいでになるわけで、それを送り迎えするだけの配車ということになると、またこれは大変なことであらうかと思ひます。

ただ、老人であるとか、病人であつて出頭が非常に困難であるというふうな事情がありますと、裁判所の方で臨床尋問、これは裁判所全部で行く場合もありますし、受命で行く場合もあるというふうなことで、大体は出頭が困難な証人の方の場合には、そういう方法で適宜手当てをしているのじゃないかというふうな考へております。

○山中都子君 それはぜひ考へていただきたいと思ひます。さつきから法務省も裁判所もお認めになつていられるように、証人にはやっぱりそれをやつていただかなければならない国の都合、裁判所の都合ですから、協力をしてもらうという立場は、そこをしっかりと押さえておく必要があると思ひます。

それから、この法律によりますと、補償の対象となる範囲は「その身体又は生命に害を加えられた場合」と、こうなつていられるんですが、考へ方として、先ほどの暴力団の話じやありませんけれども、脅迫だとか嫌がらせその他いろいろ不利を受ける場合があるわけですよ。たとえばの話、しつこい脅迫、嫌がらせによつて転居を強いられる、どこかへ引越さなきゃならない、引越したというふうなことだつて十分あるわけで、そうした場合も、いま細かくどうこうというふうな私申し上げるつもりはないし、またお答えもいたたくつもりはないんですけれども、その実質的

な損害に應じた補償というものは考へていく必要があるのではないかと考へておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(前田宏君) この法律では、いま御指摘のように生命、身体に対する害ということに限定をいたしておりますが、その立法動機あるいは背景におきましては、先ほど来るる申し上げておりますように、そういう事態がありますので、特にこういう法律をつくつて、最小限と申しますか、そういうことをしようというところでできた法律であるわけでございまして。

そういう意味におきましては、ある意味では從來考へられなかつたようなこういう給付制度というものが考へられたわけでございまして、一歩二歩前進と言へば前進じやないかというふうな考へてはいるわけでございしますが、実際の問題といたしまして、山中委員の仰せのような事態もないわけではございません。その場合に、こういう給付制度というものでどこまで対象を広げていくかということになりますと、類似的被害といひますか、そういうものに對する国のどこまで措置をすべきかという基本問題にも関係するわけでございします。そういうことでございまして、また、技術的にも給付の内容が非常に非定型化したものであつて、なかなか定型化した給付という形には乗りにくい面もあるわけでございします。

本来、これは基本的に言へば、被害者が加害者から賠償を受ける、逆に被害者が被害者に賠償をするという民事的な問題が基本にあるわけでございしますが、それを一応横に置まして、国の方でむしろ先に給付をするという、いわば特異な法制をとつていられるわけでございまして、そういう基本問題との関連におきまして、または技術的な面におきまして、なお検討を要する点が多々あると思ひますが、御指摘の点も十分考へていきたいと思ひます。

○山中都子君 ぜひそれは積極的に追求していただきたいと思ひます。それで、最後にちょっと法務大臣にお伺ひした

いんですが、これは「法律のひろば」という雑誌です。一九五七年ですからちよつと前なんですけれども、当時法務省刑事局付検事という肩書きでいらした安倍治夫さんという方が、エッセイ風のことを、証人の人権の問題に関して書かれていゝんです。

昔の級友にあつたら「裁判所に行つてひどい目にあつた」という。ゆすり事件の目撃者として証人に呼ばれ、朝から待つていたが、人がそろわないので、午後になつてやつと番がきた。廊下や傍聴席には、犯人の仲間らしい人達がうろろしてゐて、いかげん氣勢をそがれた上に、法廷では、叱られたり、いやみを言われたり、さんざんつるし上げられ、御苦勞さまともいわれずに解放されて、もらつた日当がわずかに二三〇円。食事代とバス代を払つたら足が出た。もう証人はこゝろだ。

こういうふうな昔の旧友が言つていたということを知り、安倍さんという方が書いておられるわけです。そして、この安倍さんは、要するに、日本では証人の保護というのは余りにも貧弱ではないかということ、アメリカの例をとつて紹介していらつしやるんですが、たとえば、アメリカでは、証人を暴力から守ることは、警察や検察当局の当然の職務と考えられている。証人を守るために身辺に護衛をつけたら、疎開させたりすることは珍しくない。有名な「夜の大統領」カボネの事件では重要証人を南米に待避させたと言われている。

アメリカ各州では今日この犯罪について成文の規定をおいてゐるところが多い。合衆国の法律では、証人の出廷をさまたげたり証人を困惑威嚇させたりする行為は裁判官に対するそのような行為と同じく、「司法妨害罪」を構成し、五年以下の懲役または五千ドル以下の罰金、又はその両方に処せられる。日本では証人にいやがらせをして出廷を妨げて何の罪にもならない。かりに証人をなぐつても一般の暴行罪で軽く罰せられるにすぎない。

だから、証人は浮かばれないわけです。証人保護のための多角的な立法を自分の体験からも強く要望したいと、こういうことを言つておられるのですけれども、これは安倍さんの論だけじゃなく、ずつとさまざまな点からいろいろな点で専門家の方たちも提起をされてゐる論点でもあるわけなんです。大いに傾聴しなければならぬ点だと思ひますが、大きな意味で、これらの問題についての積極的な対応のお考えを法務大臣から承りたいものだと思つておられます。

○政府委員(前田宏君) 大臣からお答え願ひます前に若干事情を申し上げますが、いま御引用になりました当時の安倍局付検事のエッセイといひますが、あるわけでございまして、その時代は、先ほども仰せになりましたように一九五七年つまり昭和三十一年でございまして。

そういう当時の安倍検事が申しつておりましたような事態がございまして、昭和三十三年、国会ではたしか二十八回国会にならうかと思ひますが、この法律だけではなくて、先ほど来若干触れましたが、刑法では証人威迫罪といふものを設ける、また刑訴では検事保釈の制限あるいは保釈の取り消し事由を拡大するといふようなこと、また、証人が法廷で十分な証言ができない場合に公判期日外の尋問ができるというやうな、いろいろな刑法、刑訴の改正を行つておるわけでございまして、このいま御審議いただいております法律もその一環としてできたわけでございまして、いわば安倍検事の言つていたやうなことにつきまして、一〇〇%できたかと言へばいろいろな御意見もあろうかと思ひますが、それなりの措置を講じておるわけでございます。今後とも証人の保護につきましては十分配慮いたしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま刑事局長から申し上げましたとおりでございます。これで十分だとは私も考えておりません。一層努力をいたしまして、証人が本當に自由に証言ができますやうに、そのためにやはり必要なことはその証人の保護だろつというふうにも私も思ひます。私も、昭和四十六年に大学紛争の後、証人に呼ばれたことがございまして。しかし私は、裁判所といふのはこわくてこわくてしようがなかつたので、戦々恐々として実は参りました。それは被告の証人だつたのですけれども、三時間か四時間か証言をいたしまして、実に自由な裁判が行われておるなという感じを持った次第でございまして。しかし、証人――暴力関係等でございまして、やはりなかなか国民は協力できかねるのじやないかというふうにも思ひます。

しかし、そのことがきちんと守られておるといふことならば、進んで裁判に協力をします。これが私は非常に大事だといふふうに思ひますので、今度の改正もその一歩前進でございまして、御理解を賜りたいといふふうに思ひます。

○委員(鈴木一弘君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。なお、討論、採決は、後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、監獄法の一部改正に関する請願(第二七一六号)

第二七一六号 昭和五十七年三月三十一日受理

監獄法の一部改正に関する請願

請願者 大阪府堺市田出井町六ノ一 多田昌一

紹介議員 阿具根 登君

監獄法は、昭和四十一年に制定され、その後現在まで約七十年間、実質的な改正がなされてない法律であつて、内容的にも時代遅れとなつており

問題が多い。何分にも、十九世紀末から二十世紀初頭における刑事政策思想に立脚したものであるだけに、現代の行刑の理念、世相、社会情勢から著しく隔たるものがあるといわねばならず、受刑者の矯正及び社会復帰のための処遇という近代行刑の理念は表明されていない。例えば、私費購入の新刊書籍に重大・明白・異常な故意の瑕疵がたゞさんあつても、受刑者は入荷時に立会い確認がでないから、私有財産権の悲惨・深刻な侵害を受ける。こうしたことのないように、受刑者の法的地位の向上、権利の強化・拡大、受刑者処遇の充実・拡大、各種の多様な処遇方策の法制化が急務であり、その前提として、社会情勢の変化と時勢・世相の進展に應じた適切な処遇環境及び条件整備の充実・拡大のために、真に我が国の行刑の近代化・国際化・法律化・科学化、人道主義・人格権の尊重、改善更正、再社会化を図るべきであることが客観的に明白である。よつて、速やかに監獄法の一部を改正されたい。(資料添付)

第三号中正誤

ページ 段 行 誤 正

八 三 から 検等 検討

三 一 八 死刊 死刑

二 四 秀任 委任

四 三 そう さん

第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

八 一 から 再会 再開

九 一 九 寺田 熊男君 寺田 熊雄君

第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

九 三 二 九 苦い 二回

第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正

一 三 から 第二、 第二に、

四 二 九 租税 租税

三 一 六 的破壊主義 主義的破壊

二 四 五 大日本朝鮮人総 在日本朝鮮人総

二 一 六 働いて 働いて

昭和五十七年四月三十日印刷

昭和五十七年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局